

成田市入札等監視委員会議事概要（令和4年度第2回定例会議）

【日 時】 令和5年1月20日（金） 午後2時～4時

【場 所】 成田市役所6階中会議室

【出席委員】 枝広委員長、大越委員、横山委員

1. 開 会

2. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

大越委員

資料8の不調案件について、予定価格が比較的高額な案件が不調のままですが、これは、下半期において落札はされていますか。

事務局

表の案件6と案件8が契約に至っていない状況ですが、案件6については内容を見直し、すでに公告を行っています。案件8については現状において修繕の必要はありますが、安全性は確保されており、今後内容を見直すこととし、発注を行う予定です。

枝広委員長

重要性や緊急性については、特にないということによろしいですか。

事務局

その通りです。

枝広委員長

全体的に不調案件が減ってきたということで、努力が実ったと言えるのかもしれませんが、業者も出来るだけ落札に向けて努力もされていることだろうと思います。

実際に落札率もかなり安定して、もう少し下がればよいかなと思います。今回、79.39%で、80%を切ったということもあって、安心はしておりますが、今後も継続して努力していただけたらと思います。

(2) 選定事例の審議について

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した7件の選定事例について、次の通り審議を行った。

事例1 灯油購入

[随意契約（見積競争）]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

見積合わせの結果を見ますと、辞退、未入札、失格ということで、この辞退や未入札の事情、あるいは失格というのは予定価格より超過しているということで、事前に予定価格の公開がされているのか、教えてください。

事務局

予定価格につきましては、事前に公表はしておりません。辞退については、辞退届を提出していただいております。失格につきましては、予定価格を超えてしまっているため、失格という手続きを取らせていただいております。未入札につきましては、応札がなかったということでございます。

横山委員

それらの事情というのは把握されていないのでしょうか。

事務局

おそらく会社の都合によるものと考えております。

横山委員

単純に灯油を販売しているだけで、辞退や入札をしないということがそんなにかないかなと思います。落札者は2回目で落札となっていますが、1回目の落札金額は予定金額を超過しているのではないのでしょうか。この時点で、落札者も失格ではないのでしょうか。

事務局

入札の場合ですと失格という形になってしまうのですが、見積競争の場合、予定価格を超えてはおりますが、最低価格者ということで、価格交渉をして、再度見積もりを提出していただいたということになっております。

横山委員

1回目で最低価格をつければ、その者が2回目は予定価格に合うように独占交渉できるということになるのでしょうか。他の業者にその機会はないのでしょうか。

事務局

随意契約の見積競争という形ですので、その辺は少し入札とやり方が異なってしまうので

すが、可能性が高いということもございますので、まずは最低価格の方と交渉させていただいて、予定価格より下がるようであれば、契約をするようなやり方であります。

横山委員

意見になりますけれども、1者対象にするよりも、あくまで競争させた方がよいのではないかなと思います。逆に、もう一方が失格というようであれば、また再考して、もっと安い金額という可能性もあるのかなと。もともと見積合わせというのはなるべく金額を抑えてできるかと思うので、1者のみに機会を与える必要もないのかなという意見です。

枝広委員長

貴重なご意見をいただいたのですが、なぜこの予定価格がこういう価格になったのかというのを、試算上は1リットル当たり75.7円で計算されたというふうにお伺いしました。年間の実績データに基づいて算出されたということですが、あえてお伺いしたいのですが、ここ3年から5年くらい、この予定価格の変動というのはあったのでしょうか。

担当課

3年から5年というスパンでは手元にデータがないのですが、少なからず同額ではなく、予算要求時点の契約金額を参考に設定しております。昨年ですと、年度途中で3～4回、単価の変更契約も行ってございまして、その当時の金額が適正なものであると業者と確認をしながら、金額を設定させていただいております。

枝広委員長

このような案件はその年度によって価格変動が激しいと思います。先ほど横山委員もおっしゃられたのですが、ある程度競争をさせながら、適正価格を決めていくべきという考え方もあるのではないかと思います。

この金額はある程度の補正もあるのでしょうか。これがもう最終決定の価格になるのでしょうか。

担当課

年度内での使用量にもよりますが、予算が不足する場合には補正は要求することになります。

枝広委員長

そういうチャンスはあるということですね。

もう一点お伺いしたいのですが、月約2万500リットルとありますが、これは11か月の計算ですか。単純に年間使用量22万6,000リットルを12か月に割ると、その数字にならなかったものですか、この算出根拠というのはわかりますか。

担当課

11か月に計算し、1,000リットル未満は繰り上げる形で算出しております。

枝広委員長

「11か月で計算」というような書き方をしてもらえると疑問を持たなくてよいと思います。

大越委員

先ほどの横山委員の意見と重複になると思うのですが、今回のような全員が予定価格を超えている場合には、1者を残して、そこと個別交渉するということはルールとして決まっているのでしょうか、それともあくまで運用として行っているのか、どちらでしょうか。

事務局

こちらは随意契約ですので、運用ということでやらせていただいております。

大越委員

私の意見としては、公平性に欠けるというところ。見積合わせの場合ですと、市が業者を選定しており、またさらにそこで絞ってしまうことになり、公平性の観点から問題があるのではないかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

枝広委員長

ボイラーの関係では、灯油が一番効率のよい方法なのでしょうか。SDGs という時代の中で、他の方法というのは将来的に考えられているのかお伺いします。

担当課

学校給食センター本所が昭和49年に建設したときに、灯油の燃焼によるボイラーを選定しております。今、成田市では親子方式による共同調理場の建設や、本所の方も数年後には移転を検討しております。こちらの建設の設計を進めているのですが、そちらは灯油ではなく、ガスによる燃焼を検討しております。

枝広委員長

次世代のために、カーボンニュートラルということで、いずれそういう改築、移転等がありましたら、あまり灯油にこだわらないということも重要なことと思いましたので、意見を残してみました。

[以上で事例1の審議を終了]

事例2 簡易水道事業取水ポンプ修繕（伊能2号井）

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

枝広委員長

まず、当該工事は1者のみの応札ということで、非常に専門性が高い工事と捉えてよいのでしょうか。何者くらいがこの工事ができるとお考えであったのか、なぜ1者になったのか、

という点を把握しておりましたら、ご説明いただければと思います。

担当課

まずは今回の条件を提示させていただいておりますが、この条件に合致した応札可能な業者というのは十数者以上あると判断しております。実際に積算できない価格については、各メーカーや代理店に見積もりを徴取し、単価を決定しているものもございますが、これも3者以上から回答が来ておりますので、少なくとも複数者は対応可能と考えております。ご質問のありました1者となった理由ですけれども、相手方にヒアリングを行ってはおりませんが、設計内容、設計金額等から、応札する・しないを判断された結果というふうに考えております。

枝広委員長

あまり特殊ではない案件のため、何者か応札でき、その中で1者のみの応札というのは、何か話し合いや調整が行われたおそれがあると解釈したくなるような気がします。昨年、一昨年の資料を見てみると、類似した工事には2者か3者が応札していました。今年に限ってなぜ、1者のみの応札になってしまったのでしょうか。

担当課

まず先ほどの説明に若干加えさせていただきますと、今回の対象の工事ですけれども、既存の取水ポンプの分解整備ということでありますので、ポンプのメーカー並びに代理店等以外の工事業者というのは保証の問題等もありまして、なかなか応札されないと聞いておりますけれども、今回それが原因で応札しなかったかというのはわかりません。昨年、一昨年と同じような修繕を行っていただけますけれども、最低でも2～3者は今まで応札されていた事例がありますので、なぜ今回だけが1者だったかというのは我々も首をかしげているところであります。

関連であげていただいている案件であります。今回のこの修繕と工種も異なり、同じ浄水場ではありますが、全く関連性のない業務になります。そちらについても1者ずつの応札になっておりますが、すべて老朽化による更新ですので、特に既存のものの修理をするということでもありませんので、どこかのメーカーの保証が必要ということもなく、新たに設置をすればよいものです。今までもこういったものについては、必ず複数者応札されていた実績がありますので、なぜ今回に限ってすべて1者のみになってしまったかということは、我々も困惑しておりますが、特にヒアリング等の機会は設けておりませんので、詳しいことは推測の範囲でしかありません。

枝広委員長

実際、現段階ではわからないということですが、一番懸念するところは話し合いや調整が行われていない下での入札であってほしいと思います。なおかつ今までは89～92%程度の落

札率であったのが、今回は 98%。ヒアリングや何らかの方法で調査し、今後は気にかけて、問題のないようなやり方をしていただき、適切な入札であってほしいとお願いをしたいと思います。

事務局

補足をさせていただくと、関連資料のほう、No.1・2・3については最低制限価格で落札がされております。制限付一般競争入札ということで公告を行っておりますので、落札業者としては、最低価格で入れて、他が応札してくることを想定した上で金額を入れてきたのかと考えますので、見えない競争は働いていたと考えております。

枝広委員長

そうであればよいという願望ですが、やはり疑わざるを得ないかなと思います。慎重に見極めながら、行っていただくのが大事なかなと思います。

[以上で事例2の審議を終了]

事例3 成田国際文化会館空調設備及び大ホール特定天井落下防止対策等改修工事（機械設備工事）

[制限付一般競争入札（総合評価方式）]

[事務局及び事業担当課説明]

枝広委員長

供用開始から47年ということで、大変老朽化していることは想像ができますが、この工事はいろんな業者が参加できるのではないかと思います。参加可能な業者数というのはどのくらいを見込んでいるのでしょうか。

事務局

本契約案件につきましては、入札参加資格のある、市内・準市内のF・Aランクの管工事の事業者を対象としており、12者からの入札が可能でございました。

枝広委員長

12者あって1者しか応札がされなかった。なおかつ総合評価ということで、1者のみで応札した場合、総合評価をする意味合いというのはどう捉えていますか。具体的に言うと、1者だとほとんどのケースが全部満点になってしまいます。果たして総合評価というのが、適切であったかどうかを判断したいのですが、いかがでしょうか。

事務局

1者ということになりますと、価格点・技術点も満点という形になります。ただ、技術資料を出していただいて内容を確認してということで、1者ではございますが、総合的に評価

をし、判断させていただいていると考えております。

枝広委員長

1 者しか応札しなかった理由について、推測できることはありますか。

事務局

広く公告をし、募集している中で、公告を掲載している時点で入札に参加する機会は確保されたと考えております。競争性も同時に確保されたと考えておりますが、結果的に応札者が1 者であったということになります。業者等にヒアリングはしておりませんので、実際のところは把握しておりません。

枝広委員長

12 者いるのであれば、そのうち数者でも応札してもらいながら、その中で判断していくということも、総合評価・一般競争入札の原則だと思いますので、今後、検討材料としてぜひ、そのような方向に向くように考えていただけたらと思います。

工事の内容についてお伺いしたいのですが、この工事期間中、施設の使用はできるのでしょうか。

担当課

大ホールにつきましては、空調工事と天井の改修工事を行いますので、工事期間中はすべて休館となります。会議棟につきましては、空調工事を実施しない期間につきましては、市民開放をしている状況であります。

枝広委員長

一番大きな機能をもっているのは、大ホールだろうと思います。その構造上の問題として、バリアフリーの点があります。老朽化が進む中で、同時並行で工事をしたほうがよいのではないのでしょうか。この工事だけに限定された理由はあるのでしょうか。

担当課

まず、構造上の、バリアフリー対応の困難性についてですが、大ホールについては、一番後方が入口になっており、そこから階段を下りていくという構造になっています。その関係で、車いすの方が下りられるスロープが付いておりません。また、2 階席へも階段を上がっていただくしかなく、施設の状況から、エレベーターを設置することも難しい状況です。また、多目的トイレも設置できていない状況であり、スペースの関係で、どうしても施設の中に作るというのが難しい状況です。今の施設の状況からすべてのバリアフリー対応を可能とすることは難しく、そういったことも踏まえまして、今後再整備、建て替えなども検討するという前提の中で、11 か月程度休館になる今回の工事で、基本的には今後新たな工事が発生しないように、できる工事をすべて行おうということで、天井・空調を主体とした様々な工事を行います。

枝広委員長

難しいのはわかりますが、また工事を行う計画なのであれば、非常に効率の悪いやり方かなと思います。なぜ同時にできないのでしょうか。

担当課

当然、今の施設のバリアフリー化なども検討していく中で、バリアフリーの面だけではなく、ホールの使い勝手も悪いという声をいただいたり、老朽化も著しくなっていたりする中で、総合的に勘案して、今後は今の建物を直しながら使っていくのではなく、皆さまに気持ちよく使っていただける、新しい施設を建てるべきだという方針で、現在建て替えに向けた検討を始めております。それまで今後5年、10年使用するという想定の中での今回の工事となっております。

枝広委員長

向こう5年、10年を考えながら、緊急性の高い設備関係の工事に今回着手したということではわかりました。バリアフリー化のほうに急ぐというのではないかなと思いますが、最低限、障がい者用のスロープやトイレなどというところまで踏み込んだ工事が必要であったのではないかなと思います。

横山委員

入札の参加者数についてですが、そもそも入札自体しないというのは、他の業務に忙しいのでしょうか。業界の状況についてご存じでしょうか。

事務局

例えば建築の場合ですと、民間の需要が進んでいるときがあり、なかなか公共工事のほうに応札してくれないときがありました。民間の受注の件数のほうがあるのかと考えておりましたが、今回の件に関して、果たしてそのような影響があったのかどうかというのははっきりと把握してはおりませんが、おそらく何らかの民間の影響もあったと考えております。

〔以上で事例3の審議を終了〕

事例4 東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設新築工事（建築工事）

〔制限付一般競争入札（総合評価方式）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

横山委員

この入札調書について、価格以外の評価、技術評価点、価格評価点と書いてあります。別紙として評価項目一覧が付いていますが、どこの項目が技術評価点に該当するのでしょうか。

事務局

入札調書の中段の評価項目、配点及び評価基準でございますが、この中に掲げてあるものがすべて技術評価点の評価項目になります。

横山委員

別紙としていろいろ配点表がありますが、これに照らして点数をつけるわけですよ。

事務局

満点が20点で、2位以下を比例按分して点数化しているものであります。

横山委員

今回の建物に関しては、特殊な技術を要するような構造のものなのでしょうか。

担当課

特に特殊工法等はございません。

横山委員

特殊な工法等がなければ価格にそこまで差がつかないと思いますが、落札業者が10%ほど割安にできた理由はありますか。

担当課

理由については、把握しておりません。

枝広委員長

内訳書については、落札業者しか提出を求めているのでしょうか。

事務局

入札の際に、内訳書を求めていますがおりますが、設計書にあるすべての金額を入れたものではありません。

横山委員

金額に開きがあるということであれば、まだ競争の余地もあるのではと思います。

大越委員

価格評価点について、一番低いところを80点として、係数をかけて出されているかと思うのですが、失格基準価格というのが最低価格という形になるわけで、もしこの金額で入れてきた場合に、技術評価点がどのくらいであれば、逆転するのでしょうか。要は、総合評価と言いながら、価格ありきになっている部分もなくはないのかなと感じました。そのあたりの考え方を教えてください。

事務局

評価値の内訳は価格評価が80点、技術評価が20点のため、失格基準ぎりぎりの価格の場合には逆転の可能性はありえます。自治体によっても価格評価点と技術評価点の割合は一律ではございません。本市のほうでは競争性を発揮するためにも8割と設定しております。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 新設松崎保育園実施設計業務委託

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

大越委員

今回落札した業者は最低制限価格での落札ですが、一方で入札業者によって価格の開きが大きいのと思います。今回は基本設計が決まった中での実施設計というところで、なぜこんなに差が出るのでしょうか。

担当課

競争原理が働いたものと思われま。適正な価格内で契約できているため、問題はないと判断しております。

大越委員

これだけ価格の差があると、品質の差が出てくるのではないかと思います。昨今の世の中で、幼児教育という中で悲惨な事故も起こってしまっており、安いというのが必ずしもよいのか、予定価格との価格に開きが大きいの、品質面は大丈夫なのでしょうか。同じ松崎保育園の地質調査のほうでは、すべて最低制限価格で入札されていますが、地質調査というのは目には見えないもので、後から問題になるということもありますが、品質面の担保は問題ないのでしょうか。

担当課

問題ないと考えております。

大越委員

保育課だけではなく、建設の担当部署も一緒に考えているのでしょうか。

担当課

管財課の設計部門にも依頼しており、業務についても監督をしてもらっております。

枝広委員長

基本設計については、今回の落札業者と同じ業者が行ったのでしょうか。

担当課

別の業者をお願いをしております。

枝広委員長

基本設計から実施設計に至るときの著作権や特許、これは成田市のもののでしょうか。

事務局

共有という形になっております。

枝広委員長

著作権は共有で、協議した中で、今度は実施設計の落札業者に移るという解釈でよいのでしょうか。

事務局

その通りです。

枝広委員長

今後プロポーザルをして、よりよいものを出すという検討をしてもよいのではないかと思います。そうしないと、いつまでも最低制限価格で入札され、抽選を行う、というパターンになってしまうのではないのでしょうか。

[以上で事例5の審議を終了]

事例6 成田市立地適正化計画見直し支援業務委託

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

業務の内容について具体的に説明をお願いします。

担当課

業務内容については、防災指針の検討に伴い災害リスクの高い地域の抽出、都市機能誘導区域・居住誘導区域の見直し、その見直しにあたりまして、そもそもどのように誘導するのかという誘導施策の更新、評価指標の更新等を行います。また、各種会議等の支援と、パブリックコメントの支援も行っていただくようなものとなっております。

横山委員

成果物として報告書というのが出てくるのはわかりませんが、中身としてはどのようなものが出てくるのでしょうか。

担当課

市内のこの地域に浸水エリアがあり、それに関して施設がこのように分布しており、この施設の安全性はどうか、現在は居住誘導区域として設定してある場所であってもそれはふさわしいのか、というような形で、図面を出していただく形をとっております。

大越委員

かなり技術的な要素というのが大きいと思います。単純に金額だけで競争入札にしていますが、プロポーザル等は検討されなかったのでしょうか。

担当課

今回は新たに計画を策定するものではなく、現行計画が中間年度を迎えたための評価と、浸水想定エリアに関して、数値で示し指摘をするというような支援であり、この会社でない
と難しいということはなかったため、一般競争入札という形をとらせていただきました。

大越委員

前回計画を策定されていたところとは同じ業者ですか。

担当課

異なっております。

枝広委員長

果たして、落札業者が本計画の見直しで、まちづくりや強靱化等に対して最も優れた提案
がなされるかは分かりません。大差はないと思いますが、それでも提案内容に対して能力や
提案方法に何らかの差異が生じる可能性があると思います。技術点や評価点などで業者を選
定するなどの考えはありますか。単にコストだけで選定するという方法には疑問が残ります。

担当課

今回に関しては、大幅な変更ではなく、提案要素も比較的少なかったということもありま
すが、今後そういった検討も必要かと思えます。

枝広委員長

これまでコンサルに委託した際の問題点や改善点などを5段階方式などで評価したデー
タを残しておき、同じ評価である者の中で競争をしたほうが、より公平であり、かつ、よい
提案ができると思うので、価格だけではないというのを見せていただきたいと思えます。

参考に、前回の平成 30 年に計画を策定した業者については、どのような評価だったか。
素晴らしいの一言なのか、改善点があるので、今回の業者に重点的に見直して提案してほし
いのか、担当者としての構想をお持ちであれば紹介してください。

担当課

前回の策定業者は、都市計画マスタープランの策定業者と同じです。当時、同年度中に
立地適正化計画を策定することが必須となっていたため、同じ業者にお願いすることにより、
都市計画マスタープランと立地適正化計画の整合性をとると同時に、会議や運営支援の点か
ら、約 150 万円の経費削減をしております。

今回も都市計画マスタープランと同時に見直しておりますが、それと整合性をとるとい
う意味では、今回都市計画マスタープランを見直した業者と異なるため、都市計画マスタ
ープランを見直している会議に出席していただき、整合性を図るなどして、計画間の齟齬が
ないように対応いたしました。

〔以上で事例 6 の審議を終了〕

事例7 成田市高齢者支援商品券交付業務委託、若者・学生支援商品券交付業務委託

〔特命随契〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

大越委員

今回選定した理由の一つとして、契約金額が高額なのになぜ特命随契なのかという点でしたが、説明を見ると立替金がほとんどを占めるので、事例を選定する際にそのようなことがわかればよかったと思います。

実質的な手数料についてはどのような根拠で算定されたのでしょうか。

担当課

随意契約理由のところにもありますが、本事業を検討させていただく際に、すでに「なりた地域応援プレミアム付商品券発行業務」がスタートしており、事業者をプロポーザルで選定しておりますが、そちらの業務の中身を参考とさせていただき、金額を算定いたしました。

大越委員

昨今コロナの関係、物価上昇等でこういった商品券等、いろんな支援を行っていると思いますが、他の市町村でも、果たしてこの随意契約は妥当なのかという問題提起がされている話もあります。もちろん早く市民に届けなければいけない、困窮者を救う必要な業務だとは思いますが、実際支出をするときの根拠というのは、後に問題になる部分だと思いますので、ちゃんと先だってそのあたりのところは明確に、今後そういったところもご検討いただければと思います。

担当課

業者選定にあたりましてはプロポーザルで決まった業者にさせていただきましたが、当然その業者と随意契約を結ぶにあたり、金額の面や同じような業務が重複する形になるので、2つ同じ事業をする中で節約できる部分等を市のほうでも検討させていただきました。

横山委員

2つの事業は対象者が違うと思いますが、受託者の業務内容や時期は一緒であり、委託の手料金を市民一人当たりの単価にすると差がありますが、何か合理的な根拠はあるのでしょうか。

担当課

既存の「なりた地域応援プレミアム付商品券発行業務」を基本としておりますが、新たに始めることにより追加となる業務があり、その内容は2つの事業それぞれで負担するのではなく、高齢者支援商品券交付業務のほうで負担することとした分、増額となっております。

[以上で事例7の審議を終了]

枝広委員長

事例7までの審議を終え、全体を通じて何か意見・質問はありますか。

各委員

[特になし]

枝広委員長

一般競争入札の中で1者のみの応札というのは競争にそぐわず、今後は原則、競争にゆだねながら適切な判断ができるような仕掛けも必要かと思います。業者が辞退する場合もあるとは思いますが、1者のみの競争というのは背景に何があるかわからないと思います。

設計やコンサルは課題を残しながら進まざるを得ないのですが、やはりコストと抽選だけで判断するというのは疑問が残るので、能力や技量がわかる何らかの提出資料を求めて、本当の技量を評価する方式を考えていただきたいと思います。その中で選定が公正・適切に行われるということが必要な時期に来ていると思います。

(3) その他

傍聴者

0名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次の通り確認し決定した。

開催日 令和5年7月7日(金) 午後2時から4時(予定)

以上